

厚生委員会議案説明資料

令和5年3月13日

件名	頁
1 第19号議案 債権の放棄について	2
2 第20号議案 債権の放棄について	4
3 第21号議案 債権の放棄について	6
4 第22号議案 債権の放棄について	8

(福祉部)

第 19 号議案説明資料

令和 5 年 3 月 13 日

<p>件 名</p>	<p>債権の放棄について (生活保護費返還金債権)</p>								
<p>所管部課名</p>	<p>福祉部 足立福祉事務所 千住福祉課</p>								
<p>内 容</p>	<p>足立区が所有する次の債権を放棄する。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 債権</p> <table data-bbox="470 698 1404 884"> <tr> <td>種類</td> <td>生活保護法第 78 条に基づく徴収金</td> </tr> <tr> <td>徴収決定額</td> <td>3, 456, 573 円</td> </tr> <tr> <td>徴収決定日</td> <td>平成 28 年 6 月 28 日</td> </tr> <tr> <td>徴収対象期間</td> <td>平成 23 年 6 月 15 日から平成 26 年 6 月 30 日</td> </tr> </table> <p>(2) 債務者 足立区千住元町在住者 (令和 2 年 3 月 15 日 死亡)</p> <p>(3) 放棄する債権の額 1, 701, 490 円</p> <p>2 経過 別紙 1 (「債権放棄」経過について) 参照</p> <p>3 債権放棄の理由 債務者の死亡により、相続人調査を実施したところ、相続人が相続放棄や死亡の状況にあり、回収の見込みがないこと及び「足立区債権等処理判定委員会」に付議し、委員から債権放棄の議決を得たことから、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づく議決事件として、債権の放棄をするものである。</p>	種類	生活保護法第 78 条に基づく徴収金	徴収決定額	3, 456, 573 円	徴収決定日	平成 28 年 6 月 28 日	徴収対象期間	平成 23 年 6 月 15 日から平成 26 年 6 月 30 日
種類	生活保護法第 78 条に基づく徴収金								
徴収決定額	3, 456, 573 円								
徴収決定日	平成 28 年 6 月 28 日								
徴収対象期間	平成 23 年 6 月 15 日から平成 26 年 6 月 30 日								
<p>今後の方針</p>	<p>生活保護費返還金については、引き続き適切な回収業務に努めていく。債務者が生活保護受給中の場合は、定期的に催告を実施し、納付に結び付ける。また、生活保護廃止後であっても債務者に経済的余裕がない場合には、徴収停止や債権放棄等、処理方針を明確にして実行していく。</p>								

生活保護費返還金 「債権放棄」経過について

1 生活保護受給状況

平成18年12月22日保護開始、令和2年3月16日保護廃止（死亡）

2 保護開始理由

慢性腎不全により身体障害者手帳1級を取得、人工透析を行うようになり、当時勤めていた会社を退職し、生活に困窮したため。

3 債権の決定日、決定金額

平成28年6月28日決定 3,456,573円

4 債権発生理由

障害基礎年金の受給を隠し保護費を不正受給したため。

5 督促状、催告書送付履歴

(1) 督促状送付

平成28年8月22日

(2) 催告書送付

平成29年3月27日、平成29年9月25日、平成30年9月26日、平成31年2月13日、令和元年9月26日、令和2年2月25日

6 福祉課の対応、指導内容等

生活保護法第78条の2に基づき保護費から毎月徴収を行っていた。

7 本人の申出等

月額4万円ずつの納付の申し出あり。

8 納付履歴（納付日、金額）

合計返納額 1,755,083円、返納回数45回

※ 内訳

- ・ 平成28年度 : 返納額335,484円、返納回数 9回
- ・ 平成29年度 : 返納額480,000円、返納回数12回
- ・ 平成30年度 : 返納額480,000円、返納回数12回
- ・ 平成31年度 : 返納額459,599円、返納回数12回

9 債権放棄までの経過

令和2年3月15日 本債権の債務者が死亡。

令和4年3月16日 債務者には今回放棄する非強制徴収債権（差押え等ができない債権）とは別に強制徴収債権324,203円があった。強制徴収債権部分について、特別収納対策課に徴収事務を移管し相続人調査を行った結果、相続人は全員相続放棄または死亡、不存在のため、滞納処分の停止及び返還義務消滅の決定をした。

令和5年1月24日 今回放棄する非強制徴収債権1,701,490円も回収の見込みがないこと及び足立区債権等処理判定委員会で債権放棄が妥当と答申を得たことから、足立区の債権の管理等に関する条例第14条第4号に基づき債権放棄する。

第 2 0 号議案説明資料

令和 5 年 3 月 1 3 日

<p>件 名</p>	<p>債権の放棄について (生活保護費返還金債権)</p>								
<p>所管部課名</p>	<p>福祉部 足立福祉事務所 東部福祉課</p>								
<p>内 容</p>	<p>足立区が所有する次の債権を放棄する。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 債権</p> <table border="0"> <tr> <td>種類</td> <td>生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金</td> </tr> <tr> <td>徴収決定額</td> <td>2, 9 1 8, 1 6 5 円</td> </tr> <tr> <td>徴収決定日</td> <td>平成 2 8 年 1 月 2 9 日</td> </tr> <tr> <td>徴収対象期間</td> <td>平成 2 4 年 9 月 1 日から平成 2 6 年 4 月 3 0 日</td> </tr> </table> <p>(2) 債務者 足立区東和在住者 (令和 2 年 9 月 8 日 死亡)</p> <p>(3) 放棄する債権の額 2, 6 3 3, 1 6 5 円</p> <p>2 経過 別紙 2 (「債権放棄」経過について) 参照</p> <p>3 債権放棄の理由 債務者の死亡により、相続人調査を実施したところ、相続人が相続放棄や死亡の状況にあり、回収の見込みがないこと及び「足立区債権等処理判定委員会」に付議し、委員から債権放棄の議決を得たことから、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づく議決事件として、債権の放棄をするものである。</p>	種類	生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金	徴収決定額	2, 9 1 8, 1 6 5 円	徴収決定日	平成 2 8 年 1 月 2 9 日	徴収対象期間	平成 2 4 年 9 月 1 日から平成 2 6 年 4 月 3 0 日
種類	生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金								
徴収決定額	2, 9 1 8, 1 6 5 円								
徴収決定日	平成 2 8 年 1 月 2 9 日								
徴収対象期間	平成 2 4 年 9 月 1 日から平成 2 6 年 4 月 3 0 日								
<p>今後の方針</p>	<p>生活保護費返還金については、引き続き適切な回収業務に努めていく。債務者が生活保護受給中の場合は、定期的に催告を実施し、納付に結び付ける。また、生活保護廃止後であっても債務者に経済的余裕がない場合には、徴収停止や債権放棄等、処理方針を明確にして実行していく。</p>								

生活保護費返還金 「債権放棄」 経過について**1 生活保護受給状況**

平成21年1月27日保護開始、令和2年9月9日保護廃止（死亡）

2 保護開始理由

社員寮に居住しながら就労していたが、先天性の股関節炎が悪化したため失職。これに伴い住居も失い、生活に困窮したため。

3 債権の決定日、決定金額

平成28年1月29日決定 2,918,165円

4 債権発生理由

平成27年度課税調査において、平成24年7月から就労を開始し、収入を得ていたことが発覚したため。

5 督促状、催告書送付履歴**(1) 督促状送付**

平成28年3月9日

(2) 催告書送付

平成28年3月25日、平成28年9月26日、平成29年3月27日、平成29年9月25日、平成30年3月26日、平成30年9月26日、平成31年2月13日、令和元年9月26日、令和2年2月25日、令和2年11月2日、令和3年2月25日、令和3年8月26日

6 福祉課の対応、指導内容等

正しい収入申告の履行と、不正受給を行わないことを内容とする指導指示書を交付し、加えて毎月の返納指導を行った。

7 本人の申出等

毎月15,000円ずつ納付する旨の申し出。

8 納付履歴（納付日、金額）

合計返納額 285,000円

※ 内訳

- ・ 平成28年5月から平成29年9月まで : 毎月15,000円
- ・ 平成30年12月 : 15,000円の納付を2回

9 債権放棄までの経過

令和2年9月8日 本債権の債務者が死亡。

令和4年12月6日 相続人調査の結果、相続人は全員相続放棄または死亡、不存在であった。

令和5年1月24日 相続人不存在のため回収の見込みがないこと及び足立区債権等処理判定委員会で債権放棄が妥当と答申を得たことから、足立区の債権の管理等に関する条例第14条第4号に基づき債権放棄する。

第 2 1 号議案説明資料

令和 5 年 3 月 1 3 日

件 名	債権の放棄について (生活保護費返還金債権)												
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 西部福祉課												
内 容	<p>足立区が所有する次の債権を放棄する。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 債権</p> <table border="0"> <tr> <td>種類</td> <td>生活保護法第 6 3 条に基づく返還金</td> </tr> <tr> <td>返還決定額</td> <td>1, 3 2 2, 7 1 6 円</td> </tr> <tr> <td>返還決定日</td> <td>平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日</td> </tr> <tr> <td>返還対象期間</td> <td>平成 2 5 年 6 月 1 日から平成 2 6 年 6 月 3 0 日</td> </tr> </table> <p>(2) 債務者 足立区江北在住者 (令和 4 年 8 月 1 0 日 死亡)</p> <p>(3) 放棄する債権の額 1, 3 1 2, 0 0 0 円</p> <p>2 経過 別紙 3 (「債権放棄」経過について) 参照</p> <p>3 債権放棄の理由 債務者が自己破産により本債権について免責を許可され、回収の見込みがないこと及び「足立区債権等処理判定委員会」に付議し、委員から債権放棄の議決を得たことから、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づく議決事件として、債権の放棄をするものである。</p> <table border="0"> <tr> <td>破産手続開始日</td> <td>令和 3 年 7 月 7 日</td> </tr> <tr> <td>免責許可決定日</td> <td>令和 3 年 1 2 月 8 日</td> </tr> </table>	種類	生活保護法第 6 3 条に基づく返還金	返還決定額	1, 3 2 2, 7 1 6 円	返還決定日	平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日	返還対象期間	平成 2 5 年 6 月 1 日から平成 2 6 年 6 月 3 0 日	破産手続開始日	令和 3 年 7 月 7 日	免責許可決定日	令和 3 年 1 2 月 8 日
種類	生活保護法第 6 3 条に基づく返還金												
返還決定額	1, 3 2 2, 7 1 6 円												
返還決定日	平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日												
返還対象期間	平成 2 5 年 6 月 1 日から平成 2 6 年 6 月 3 0 日												
破産手続開始日	令和 3 年 7 月 7 日												
免責許可決定日	令和 3 年 1 2 月 8 日												
今後の方針	<p>生活保護費返還金については、引き続き適切な回収業務に努めていく。債務者が生活保護受給中の場合は、定期的に催告を実施し、納付に結び付ける。また、生活保護廃止後であっても債務者に経済的余裕がない場合には、徴収停止や債権放棄等、処理方針を明確にして実行していく。</p>												

生活保護費返還金 「債権放棄」経過について**1 生活保護受給状況**

平成24年9月26日保護開始、平成29年4月1日保護廃止

2 保護開始理由

傷病により会社を解雇され、その後傷病手当の受給も終了し、生計維持困難となったため。

3 債権の決定日、決定金額

平成26年11月28日決定 1,322,716円

4 債権発生理由

平成25年6月より障害年金を受給していることが、平成26年9月9日、債務者からの申告により発覚したため。

5 督促状、催告書送付履歴**(1) 督促状送付**

なし

(2) 催告書送付

平成28年9月26日、平成29年3月27日、平成29年9月25日、平成30年3月26日、平成30年9月26日、平成31年2月13日、令和元年9月26日、令和2年2月25日、令和2年11月2日

6 福祉課の対応、指導内容等

平成26年12月2日に返還誓約書を受理。同時並行で生活保護法第78条徴収決定を行っていたこともあり、保護受給中の収入について正しく申告することを指導した。

7 本人の申出等（返還決定時）

就労支援専門員と協力し障がい者枠で就労し返還していく。

8 納付履歴（納付日、金額）

合計返納額 10,716円

※ 内訳

- ・ 平成29年9月 : 716円
- ・ 令和2年3月 : 10,000円

9 債権放棄までの経過

令和3年12月8日 本債権の債務者には借入金があり、破産手続きにより免責許可が決定された。

令和4年8月10日 債務者が死亡。

令和5年1月24日 免責許可決定により、区として債務の履行を強制する手段がなく、回収の見込みがないこと及び足立区債権等処理判定委員会で債権放棄が妥当と答申を得たことから、足立区の債権の管理等に関する条例第14条第2号に基づき債権放棄する。

第 2 2 号議案説明資料

令和 5 年 3 月 1 3 日

件 名	債権の放棄について (生活保護費返還金債権)												
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 北部福祉課												
内 容	<p>足立区が所有する次の債権を放棄する。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 債権</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>種類</td> <td>生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金</td> </tr> <tr> <td>徴収決定額</td> <td>2, 2 0 5, 1 5 4 円</td> </tr> <tr> <td>徴収決定日</td> <td>平成 2 9 年 9 月 6 日</td> </tr> <tr> <td>徴収対象期間</td> <td>平成 2 4 年 1 0 月 1 日から平成 2 8 年 4 月 3 0 日</td> </tr> </table> <p>(2) 債務者 足立区花畑在住者</p> <p>(3) 放棄する債権の額 1, 2 7 0, 6 0 4 円</p> <p>2 経過 別紙 4 (「債権放棄」経過について) 参照</p> <p>3 債権放棄の理由 債務者が自己破産により本債権について免責を許可され、回収の見込みがないこと及び「足立区債権等処理判定委員会」に付議し、委員から債権放棄の議決を得たことから、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づく議決事件として、債権の放棄をするものである。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>破産手続開始日</td> <td>令和 4 年 8 月 2 6 日</td> </tr> <tr> <td>免責許可決定日</td> <td>令和 4 年 1 1 月 9 日</td> </tr> </table>	種類	生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金	徴収決定額	2, 2 0 5, 1 5 4 円	徴収決定日	平成 2 9 年 9 月 6 日	徴収対象期間	平成 2 4 年 1 0 月 1 日から平成 2 8 年 4 月 3 0 日	破産手続開始日	令和 4 年 8 月 2 6 日	免責許可決定日	令和 4 年 1 1 月 9 日
種類	生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金												
徴収決定額	2, 2 0 5, 1 5 4 円												
徴収決定日	平成 2 9 年 9 月 6 日												
徴収対象期間	平成 2 4 年 1 0 月 1 日から平成 2 8 年 4 月 3 0 日												
破産手続開始日	令和 4 年 8 月 2 6 日												
免責許可決定日	令和 4 年 1 1 月 9 日												
今後の方針	生活保護費返還金については、引き続き適切な回収業務に努めていく。債務者が生活保護受給中の場合は、定期的に催告を実施し、納付に結び付ける。また、生活保護廃止後であっても債務者に経済的余裕がない場合には、徴収停止や債権放棄等、処理方針を明確にして実行していく。												

生活保護費返還金 「債権放棄」経過について

1 生活保護受給状況

平成15年8月11日保護開始（保護継続中）

2 保護開始理由

就労中に腰痛を患ったことで就労困難となり退職、保護開始となった。現在は、強直性脊椎炎、不安障害などの自立阻害要因があり、療養に専念している。

3 債権の決定日、決定金額

平成29年9月6日決定 2,205,154円

4 債権発生理由

借入金収入未申告のため。

5 督促状、催告書送付履歴

(1) 督促状送付

平成29年10月18日

(2) 催告書送付

平成30年3月26日、平成30年9月26日、平成31年2月13日、令和元年9月26日、令和2年2月25日、令和2年11月2日、令和3年2月25日

6 福祉課の対応、指導内容等

一括納付を指示したが、既に消費してしまっているため、困難との申し立てであった。生活保護法第78条の2に基づく徴収金相殺により、毎月の返済を開始した。また、面接時に返還指導（窓口・納付書納付など）を行っていた。

7 本人の申出等（返還決定時）

「毎月15,000円ずつ納付したい」との申し出に伴い、平成29年9月6日に生活保護法第78条の2に基づく徴収金相殺の申出書の提出があった。

8 納付履歴（納付日、金額）

合計返納額 934,550円

※ 内訳

- ・ 平成29年12月から令和4年11月まで : 毎月15,000円
- ・ 令和2年1月 : 4,550円
- ・ 令和2年6月 : 30,000円

9 債権放棄までの経過

令和4年11月9日 本債権の債務者には借入金があり、破産手続きにより免責許可が決定された。

令和5年1月24日 免責許可決定により、区として債務の履行を強制する手段がなく、回収の見込みがないこと及び足立区債権等処理判定委員会で債権放棄が妥当と答申を得たことから、足立区の債権の管理等に関する条例第14条第2号に基づき債権放棄する。